第四条第三項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症

第四条第三項に次の一号を加える。

二十二　薬剤耐性アシネトバクター感染症

第六条第一項の表五の項及び第七条第一項中「、薬剤耐性アシネトバクター感染症」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に薬剤耐性アシネトバクター感染症と診断された患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十四条第二項の届出については、なお従前の例による。